

外国人患者受入体制整備推進事業費  
補助金交付要綱

## 外国人患者受入体制整備推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 外国人患者受入体制整備推進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、外国人患者が安心して医療機関を受診できるように、医療機関における外国人患者に対する医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備事業とする。

### (補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表の第1欄に定める区分に応じて、第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付申請を行おうとするときには、別紙様式1により補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付の方法)

第6条 この補助金は、事業完了後精算払とする。

### (交付条件)

第7条 この補助金の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするときは、別紙様式2を提出し、知事の承認を受けること。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (実績報告書)

第8条 補助金の事業実績報告書は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第9条 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等という。」）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別紙様式5による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (書類の保管)

第10条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式6に係る書類を添えて、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

1 区分	2 対象経費	3 基準額
病院	医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の導入に必要な次に掲げる経費  備品費 消耗品費 役務費	400,000円
診療所 (医科・歯科)	医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の導入に必要な次に掲げる経費  備品費 消耗品費 役務費	200,000円